

## 国立大学法人東北大学 知的財産ポリシー

東北大学は、研究中心大学として人類の福祉と発展に貢献するため、研究成果の公開を積極的に進めるとともに、次の知的財産ポリシーを定め、発明を権利化し社会における最大限の活用を図ります。

### 1．知的財産の帰属の明確化

学内での研究の結果生じた発明等に基づく知的財産を大学帰属とし、大学機関において組織的かつ一元的に権利取得・運用ができるようにします。

### 2．知的財産の社会での活用を優先

知的財産の権利取得・運用にあたっては、「社会における活用」を第一義とし、知的財産が死蔵されることなく、国内外で広く活用されるように活動します。

### 3．企業との連携強化

大学とTLO（技術移転機関）との連携や学内リエゾン体制の強化などにより、企業の多様な知的財産や研究へのニーズに適切に対応します。

### 4．知的財産の活用を通じた新たな知の創造

対価収入は、発明者等に還元して研究のインセンティブを高めるとともに、大学にも適切に還元して、新たな知の創造に役立てます。

### 5．知的財産の権利化・運用の迅速処理

大学に権利取得・運用のための専任組織をおき、迅速かつ効率的に意思決定を行います。

### 6．透明性のある運用

企業等と大学とのルールに基づく透明性の高い対等な関係を構築し、監査組織において、社会に対する十分な説明責任を果たします。

以上